

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会

山梨県準備委員会

第 2 回 総務企画専門委員会

# 目 次

## 《審議事項》

- 審議事項 1 第 86 回国民スポーツ大会  
競技会場地市町村第 1 次選定について…………… P 2
  
- 審議事項 2 第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会  
開催準備総合スケジュールについて…………… P 6

## 《会則・規程等》

- 山梨県準備委員会会則 …………… P 9
- 山梨県準備委員会 総会から常任委員会への委任事項 …………… P13
- 山梨県準備委員会専門委員会規程 …………… P14

# 審議事項

## 第 86 回国民スポーツ大会 競技会場地市町村第 1 次選定について

### 本審議の趣旨

第 86 回国民スポーツ大会競技会場地市町村の選定について、別紙の競技会場を第 1 次選定（案）とする。

#### 《理由》

- 中央競技団体の会場地市町村視察（開催 6 年前：R8 年度）までに競技会場地市町村を選定することとしている。
- ついては、市町村及び競技団体の競技会開催意向調査やヒアリング、現地調査を行った結果、開催意向の一致する競技について、競技会場地の第 1 次選定（案）としてお諮りするもの。

※なお、残りの競技については、引き続き開催意向の一致に向けて調整を行う

第86回国民スポーツ大会競技会場地市町村第1次選定（案）

別紙

【市町村別】

No	市町村名	競技・種目		種別	開催予定施設
1	山梨市	ウエイトリフティング		全種別	山梨市民総合体育館
2	韮崎市	サッカー		少年男子	韮崎中央公園陸上競技場
3					韮崎中央公園芝生広場
4					御勅使サッカー場
5					韮崎市営総合グラウンド
6	南アルプス市	ホッケー		未定	山梨県立白根高等学校第二グラウンド
7		ラグビーフットボール		未定	御勅使南公園ラグビー場
8	北杜市	バレーボール	ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	白州体育館サンドバレーコート
9	笛吹市	自転車	トラックレース	男子A 男子B 女子	境川自転車競技場
10	甲州市	ハンドボール		成年男子	甲州市塩山体育館
11					甲州市立塩山中学校体育館
12	昭和町	サッカー		少年女子 成年女子	押原公園グラウンド
13		バレーボール	6人制	未定	昭和町総合体育館
14		なぎなた		成年女子 少年女子	昭和町総合体育館
15	忍野村	相撲		成年男子 少年男子	忍野村民体育館
16	富士河口湖町	ローイング		全種別	河口湖漕艇場
17		カヌー	スプリント	全種別	精進湖カヌー競技場

（留意事項）

- 開催予定施設は、今後中央競技団体の視察結果等により、会場の追加・変更が生じる場合がある。
- 種別欄の「未定」については、種別の調整後、別途審議する。

第86回国民スポーツ大会競技会場地市町村第1次選定（案）

別紙

【競技別】

No	競技・種目		種別	市町村名	開催予定施設
1	サッカー		少年男子	韮崎市	韮崎中央公園陸上競技場
2					韮崎中央公園芝生広場
3					御勅使サッカー場
4					韮崎市営総合グラウンド
5			少年女子 成年女子	昭和町	押原公園グラウンド
6	ローイング		全種別	富士河口湖町	河口湖漕艇場
7	ホッケー		未定	南アルプス市	山梨県立白根高等学校第二グラウンド
8	バレーボール	6人制	未定	昭和町	昭和町総合体育館
9		ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	北杜市	白州体育館サンドバレーコート
10	ウェイトリフティング		全種別	山梨市	山梨市民総合体育館
11	ハンドボール		成年男子	甲州市	甲州市塩山体育館
12					甲州市立塩山中学校体育館
13	自転車	トラックレース	男子A 男子B 女子	笛吹市	境川自転車競技場
14	相撲		成年男子 少年男子	忍野村	忍野村民体育館
15	ラグビーフットボール		未定	南アルプス市	御勅使南公園ラグビー場
16	カヌー	スプリント	全種別	富士河口湖町	精進湖カヌー競技場
17	なぎなた		成年女子 少年女子	昭和町	昭和町総合体育館

（留意事項）

- 開催予定施設は、今後中央競技団体の視察結果等により、会場の追加・変更が生じる場合がある。
- 種別欄の「未定」については、種別の調整後、別途審議する。

●競技会場地市町村選定の状況（正式競技、特別競技）

第1次選定		調整中	
競技名【種目名】	会場地市町村	競技名【種目名】	
1 サッカー ※5/6会場	韭崎市・昭和町	1 陸上競技	
2 ローイング	富士河口湖町	2 水泳【競泳】	
3 ホッケー ※1/2会場	南アルプス市	3 水泳【水球】	
4 バレーボール【6人制】 ※1/4会場	昭和町	4 水泳【飛込】	
5 バレーボール【ビーチバレーボール】	北杜市	5 水泳【AS】	
6 ウエイトリフティング	山梨市	6 水泳【OWS】	
7 ハンドボール ※2/6会場	甲州市	7 サッカー ※1/6会場	
8 自転車【トラックレース】	笛吹市	8 テニス ※2/2会場	
9 相撲	忍野村	9 ホッケー ※1/2会場	
10 ラグビーフットボール ※1/2会場	南アルプス市	10 ボクシング	
11 カヌー【スプリント】	富士河口湖町	11 バレーボール【6人制】 ※3/4会場	
12 なぎなた	昭和町	12 体操【競技】	
		13 体操【新体操】	
		14 体操【トランポリン】	
		15 バスケットボール ※4/4会場	
		16 レスリング	
		17 セーリング	
		18 ハンドボール ※4/6会場	
		19 自転車【ロード】	
		20 ソフトテニス	
		21 卓球	
		22 軟式野球 ※6/6会場	
		23 馬術	
		24 フェンシング	
		25 柔道	
		26 ソフトボール ※4/4会場	
		27 バドミントン	
		28 弓道【近的】	
		29 弓道【遠的】	
		30 ライフル射撃【CP】	
		31 ライフル射撃【AR】	
		32 ライフル射撃【BR/BP】	
		33 ライフル射撃【SB】	
		34 剣道	
		35 ラグビーフットボール ※1/2会場	
		36 スポーツクライミング【リード】	
		37 スポーツクライミング【ボルダリング】	
		38 カヌー【SL・WW】	
		39 アーチェリー	
		40 空手道	
		41 銃剣道	
		42 クレー射撃	
		43 ボウリング	
		44 ゴルフ ※3/3会場	
		45 トライアスロン	
		46 高等学校野球【硬式】	
		47 高等学校野球【軟式】 ※2/2会場	

## 第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合スケジュールについて

### 本審議の趣旨

第 86 回国民スポーツ大会・第 31 回全国障害者スポーツ大会開催準備総合スケジュールを、別紙のように定めるものとする。

#### 《理由》

- 今後の開催準備を円滑に進めるため、開催までの総合スケジュールを作成したい。

※ 開催準備の進捗状況等に応じて随時修正



# 会則・規程等

## 第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会 山梨県準備委員会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第86回国民スポーツ大会及び第31回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を山梨県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る業務及び経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関・団体との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な準備に関すること

### 第2章 組織

(構成)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係のある者

3 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、山梨県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び監事（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、準備委員会の業務のうち重要な事項に参与する。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

6 顧問及び参与は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

2 準備委員会に特別委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催基本方針に関すること

(2) 会則の制定及び改廃に関すること

(3) 事業計画及び事業報告に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること

(6) 特別委員会の設置に関すること

(7) その他重要な事項に関すること

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること

8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(特別委員会)

第14条 特別委員会は、第2条に規定する目的を達成するため、特定の事項について調査し、審議を行う。

## 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 財務

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

## 附則

- 1 この会則は、準備委員会設立の日（令和5年11月20日）から施行する。
- 2 準備委員会の設立当初の会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和6年3月31日までとする。

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会  
山梨県準備委員会 総会から常任委員会への委任事項

第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会会則（以下「会則」という。）第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会の開催に関する方針（会則第11条第4項第1号を除く。）及び基本計画に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 開・閉会式会場に関すること
- 4 県及び会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること
- 5 競技施設及び用具等の整備計画に関すること
- 6 総務企画及び運営に関すること
- 7 競技の企画及び運営に関すること
- 8 大会実施競技に関すること
- 9 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 10 広報及び県民運動に関すること
- 11 宿泊及び衛生に関すること
- 12 輸送及び交通に関すること
- 13 式典の企画及び運営に関すること
- 14 警備、消防防災及び医療救護に関すること
- 15 その他開催準備に関すること

## 第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会 山梨県準備委員会専門委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会会則第13条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

### (役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、第86回国民スポーツ大会・第31回全国障害者スポーツ大会山梨県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた時に招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

### 附則

この規程は、令和5年11月20日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な方針・計画の立案に関する事</li> <li>2 会場地の選定に関する事</li> <li>3 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関する事</li> <li>4 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関する事</li> <li>5 競技施設等の整備計画に関する事</li> <li>6 情報通信施設の整備計画に関する事</li> <li>7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の推進に関する事</li> <li>2 競技施設基準に関する事</li> <li>3 競技施設の整備計画の推進に関する事</li> <li>4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関する事</li> <li>5 情報通信施設の整備計画の推進に関する事</li> <li>6 文化プログラムに関する事</li> <li>7 他の専門委員会に属さない事項の推進に関する事</li> </ol>
競技運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施競技の選定立案に関する事</li> <li>2 競技の企画運営の計画立案に関する事</li> <li>3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関する事</li> <li>4 競技用具の整備計画立案に関する事</li> <li>5 デモンストラレーションスポーツ及び公開競技の基本的事項に関する事</li> <li>6 その他競技に係る事項の計画策定に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技運営に係る計画の推進に関する事</li> <li>2 競技役員等の養成・編成の推進に関する事</li> <li>3 競技用具の整備に係る事項の推進に関する事</li> <li>4 デモンストラレーションスポーツ及び公開競技の推進に関する事</li> <li>5 競技記録集計処理の推進に関する事</li> <li>6 リハーサル大会の推進に関する事</li> <li>7 その他競技に係る事項の推進に関する事</li> </ol>

※付託事項：付託された事項を調査、審議すること

※委任事項：委任された事項を決議すること